

大川市議会第1回定例会会議録

令和4年3月25日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

| | | | |
|----|------|-----|-------|
| 1番 | 永島幸夫 | 9番 | 古賀龍彦 |
| 2番 | 宮崎貴仁 | 10番 | 平木一朗 |
| 3番 | 内藤栄治 | 11番 | 永島守 |
| 4番 | 宮崎稔子 | 12番 | 龍誠一 |
| 5番 | 馬淵清博 | 13番 | 遠藤博昭 |
| 6番 | 西田学 | 14番 | 箴島かおる |
| 7番 | 古賀寿典 | 15番 | 川野栄美子 |
| 8番 | 吉川一寿 | | |

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 倉重良一 | | | | | | | | | | | | | |
| 副市 | 長 | 橋本浩一 | | | | | | | | | | | | | |
| 教 | 育 | 長 | 内藤妙子 | | | | | | | | | | | | |
| 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 長 | 馬 | 淵 | 嘉 | 臣 | | | | | | |
| (兼) | 会 | 計 | 課 | 長 | | | | | | | | | | | |
| 人 | 事 | 秘 | 書 | 課 | 長 | 仁 | 田 | 原 | 敏 | 雄 | | | | | |
| 総 | 務 | 課 | 長 | | | | | | | | | | | | |
| (併) | 選 | 挙 | 管 | 理 | 委 | 員 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 田 | 中 | 準 | 一 |
| 企 | 画 | 課 | 長 | | | | | | | | | | | | |
| 野 | 中 | 貴 | 光 | | | | | | | | | | | | |
| 上 | 下 | 水 | 道 | 課 | 長 | 佐 | 田 | 重 | 徳 | | | | | | |

| | |
|--|-----------|
| 学 校 教 育 課 長 | 永 島 潤 一 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 次 長 (併) 農 業 水 産 課 長 補 佐 | 相 川 曜 一 |
| 監 査 事 務 局 長 | 志 牟 田 達 也 |

3. 本議会の書記は次のとおりである。

| | |
|---------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 和 田 孝 紀 |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 龍 輝 洋 |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 近 藤 美 和 子 |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 高 口 絵 美 |

4. 付議事件

1. 委 員 長 報 告
1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決
1. 閉会中の各委員会への調査付託の件
1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
1. 閉 会 の 宣 告

午前9時30分 開議

○議長（平木一朗君）

皆様おはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

ここで、御報告いたします。倉重市長から、3月7日の本会議初日に提案理由の説明を行った際、所信表明の一部に訂正削除部分があったため、議長において、しかるべく御処置願いたい旨の申出がありましたので、当該箇所について、後刻記録を調査して、適切に処置することといたします。

次に、永島幸夫議員から発言の申出がっておりますので、この際、お願いいたします。

1 番。

○1番（永島幸夫君）

私が3月11日、本会議場における一般質問の中で、職業差別につながる不適切な発言により皆様に大変不快な思いを与えましたことに対し、深く陳謝いたします。

今後、発言の際には、不適切な発言を行うことがないように十分心がけてまいりますので、お許しいただきますようお願いいたします。この場をお借りして謝罪いたします。

○議長（平木一朗君）

次に、総務委員会に付託しておりました議案第3号 大川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外6件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について総務委員長の報告を求めます。総務委員長、永島守君。

○総務委員長（永島 守君）（登壇）

私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第3号 大川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外6件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第3号 大川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に準じ、大川市におきましても、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等について必要な措置を講じるため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会からは、行政がリーダーシップを発揮し、率先して取り組むことにより、市内の民間事業所等においても休暇を取得しやすい環境づくりを分かりやすく示す必要がある旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第4号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び大川市市長、副市長及び教育長給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第6号 大川市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び大川市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案

は同種の内容で関連しておりますので、一括して御報告を申し上げます。

説明によりますと、人事院が令和3年8月10日に国会及び内閣に対して、国家公務員の給与に関して勧告を行い、国が特別職を含む国家公務員に当該勧告どおり給与改定を実施することを踏まえ、本市においても、国家公務員に準じて、市議会議員の議員報酬、市長、副市長及び教育長の給与並びに職員の給与について、所要の改正を行おうとするものであります。

改正内容といたしましては、現行の期末手当の支給率から、市議会議員については年0.05月分、市長、副市長及び教育長については年0.10月分、職員については、一般職員が年0.15月分、再任用職員が年0.10月分の給与引下げを行おうとするものであります。

その結果、令和4年度の期末手当については、6月期と12月期に振り分けた支給率を、市議会議員並びに市長、副市長及び教育長については1.625月、一般職員については1.20月、再任用職員については0.675月分に、それぞれ改正しようとするものであります。なお、特例措置として、令和4年6月の期末手当から、令和3年12月期の期末手当の改定に相当する額を、市議会議員については0.05月分、市長、副市長及び教育長については0.10月分、職員については、一般職員は0.15月分、再任用職員は0.10月分をそれぞれ減額することで調整を行うものであります。

また、議案第5号及び議案第6号については、一般職員、再任用職員及び会計年度任用職員の勤務1時間当たり給与額の算出方法を、現在、国家公務員方式で算出しているものを国の指導に基づき、労働基準法方式に改めるものであります。

委員会では、条例改正に伴う期末手当の減額の総額についてただしましたところ、市議会議員報酬で63万円、市三役給与で47万8千円、職員給与で約2,400万円の減額となる旨の答弁がなされたところであります。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、議案第4号、議案第5号並びに議案第6号の3議案については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第7号 大川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、令和4年4月1日に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合されるため、廃止される法律の名称及び条項を引用している大川市個人情報保護条例について、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第9号 大川市消防団条例の一部を改正する条例の制定について御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、全国的な消防団員の減少を受け、消防庁長官による消防団員の処遇改善について通知が発出されたことに伴い、大川市消防団員の年額報酬の見直しや新たに出勤報酬を設けるほか、本部組織を見直すため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、出勤報酬についてただしましたところ、団員は各分団ごとに行動するため、出勤の都度、各分団において報告を行っていただくこととし、支払の方法は基本的に団員個人の指定口座に直接振り込む旨の答弁がなされたところであります。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第10号 令和3年度大川市一般会計補正予算について御報告を申し上げます。

今回の補正は、国の補正予算を活用するものも含め、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正を行おうとするものであり、その概要は次のとおりであります。

総務費には、転出・転入手続ワンストップ化システム改修業務委託料141万4千円及び個人番号通知書・個人番号カード関連事務負担金388万6千円が計上されております。

農林水産業費には、クリーク対策費1,500万円及び地籍調査事業費2億331万7千円が計上されております。

教育費には、小・中学校における感染症対策等に係る教材等備品購入費883万円、GIGAスクール運営支援委託料1,287万円等、計2,647万1千円が計上されております。

以上により、今回の補正総額は、2億5,008万8千円となったところでありますが、これらの財源といたしましては、歳出に見合う地方交付税、国庫支出金、県支出金及び繰越金をもって充当するとのことであります。

繰越明許費の補正は、本年度内に完了が見込めない地籍調査事業、保育所等整備事業費補助金等について翌年度へ繰り越すため、繰越明許費の追加を行おうとするものであります。

委員会では、まず、2款3項1目戸籍住民基本台帳費で、転出・転入手続ワンストップ化についてただしましたところ、マイナンバーカード所有者が、国の専用サイトであるマイナ

ポータルからオンラインで転出届と転入予約を行うことで、転入地の市区町村があらかじめ通知された転出証明情報に基づき、氏名、生年月日などの情報が事前に分かり、転出・転入手続の時間短縮やワンストップ化を図るものであります。マイナンバーカードを使いオンライン申請を行うことにより、転出の場合は転出先に行く必要がなく、転入先へ予定日にマイナンバーカードを持参すれば窓口で手続を行うことができる。事業開始は令和5年1月から2月の予定で、令和4年度中には事業完了予定である旨の答弁がなされたところであります。

次に、10款2項1目及び10款3項1目学校管理費のGIGAスクール構想について、市内学校間で取組に差があるため、保護者からの要望も踏まえ、各学校統一して推進していくことをお願いする旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で私の報告を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（平木一朗君）

総務委員長報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第3号 大川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び大川市市長、副市長及び教育長給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いた

します。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 大川市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び大川市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 大川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 大川市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和3年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第8号 大川市ふれあいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について外3件を一括議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、遠藤博昭君。

○文教厚生委員長（遠藤博昭君）（登壇）

おはようございます。私は文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第8号 大川市ふれあいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第8号 大川市ふれあいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、大川市ふれあいの家の施設使用料を見直すため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、令和3年度は休館中の大川市ふれあいの家について、令和4年度は開館することとし、今回、施設使用料を見直すことによって収入増を図り、収支改善を行おうとするものであります。具体的には、まず、研修室1から8及び工作室の1時間当たりの使用料を一律600円とし、冷暖房の1時間当たりの使用料を一律300円とする。次に、宿泊料については、市外居住者の中学生以下を800円から1,300円に、高校生及び大学生を1,200円から1,700円に、一般を1,500円から2千円に、それぞれ500円値上げを行う。なお、施行期日は令和4年4月1日とするが、経過措置として、周知期間を設けるため、改正後の規定については、令和4年7月1日以降の使用について適用するとのことであります。

委員会では、市外居住者の宿泊料を500円ずつ値上げし、市内居住者の宿泊料との差をつけた理由についてただしたところ、市外の方には相応の宿泊料で泊まっただき、市税による負担ができるだけ少なくなるように設定している旨の答弁がなされました。

次に、ふれあいの家のような施設は、大川市の周辺にはなく、他市町村の学校などへ声かけや研修内容など、ふれあいの家の利用者を増やすための工夫が必要ではないかとただしたところ、指導員が配置されている施設は周辺にはなく、社会教育を行う上では、プログラムが必要であると思っている。指導員がプログラムを企画し、内容を学校と相談できるような関係づくりを行い、また、県の社会教育主事に相談するなど、活動プログラムの充実を図りたいと考えている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第12号 令和4年度大川市国民健康保険事業特別会計予算について、御報告申し上げます。

本会計は、国民健康保険法に基づく医療事業等について予算編成を行うもので、歳出の主なものは、総務費1億1,491万円、保険給付費36億2,902万7千円、国民健康保険事業費納付金12億2,382万6千円などで、予算規模は50億2,500万円であります。

委員会では、3款1項1目一般被保険者医療給付費分の予算額が昨年度より1,700万円ほど増えている理由についてただしたところ、国民健康保険事業費納付金は福岡県全体で積算するものであり、本市の医療給付費や被保険者数は減少状況であるが、福岡県全体の医療給付費が上がっているため、増加している旨の答弁がなされました。

次に、6款2項1目特定健康診査等事業費の特定健康診査受診勧奨業務委託料の内容についてただしたところ、特定健診の未受診者を対象として、受診経歴別にA I分析を行った業者から、年2回、7種類の受診勧奨はがきを送付している。また、各医療機関で特定健診を受診することができるが、医療機関によっては受診のばらつきがあるため、令和4年度は、そのような分析内容を各医療機関の先生方に提案し、先生方から受診勧奨を行っていただく項目を追加している旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号 令和4年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算について、御報告申し上げます。

本会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療事業等のうち、保険料徴収など本市が行うべき事業等について予算編成を行うもので、歳出の主なものは、総務費2,805万

8千円、後期高齢者医療広域連合納付金6億1,448万2千円などで、予算規模は6億4,500万円であります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第14号 令和4年度大川市介護保険事業特別会計予算について、御報告申し上げます。

本会計は、介護保険法に基づく介護保険事業について予算編成を行うもので、歳出の主なものは、総務費1億1,335万1千円、保険給付費37億2,747万円、地域支援事業費2億6,868万3千円などで、予算規模は41億1,300万円であります。

委員会では、5款3項2目任意事業費の配食サービス事業委託料に関し、予算額が昨年度より減っているが、利用者の減少を見込んでいるのかただしたところ、配食サービスに関しては、市内に多くの民間サービス事業所があるため、昨年度に、令和5年5月末をもって事業を終了することとし、昨年度末の時点で課税世帯については終了している。現在は低所得の方のみ、令和5年5月まで激変緩和措置で継続しているが、新規の受入れを行っておらず、また、施設入所、死亡、転出等で利用者は減少傾向にあるため、委託料についても減額を見込んでいる旨の答弁がなされました。

次に、歳入の10款繰入金に関し、現状や今後の見通しについてただしたところ、65歳以上の高齢者数はピークを過ぎて徐々に減ってきているが、今後、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となっていく。後期高齢者になると要介護状態になる確率が高くなり、介護給付費が増えて、市の負担も増えてくることになるので、できるだけ介護給付費を抑えるために、要介護状態にならないよう介護予防事業に力を入れて、一般会計からの繰入金を抑えていくよう努めたいと考えている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（平木一朗君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第8号 大川市ふれあいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 令和4年度大川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和4年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和4年度大川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第15号 令和4年度大川市水道事業会計予算外1件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について産業建設委員長の報告を

求めます。産業建設委員長、内藤栄治君。

○産業建設委員長（内藤栄治君）（登壇）

私は産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第15号 令和4年度大川市水道事業会計予算外1件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第15号 令和4年度大川市水道事業会計予算について、御報告申し上げます。

説明によりますと、まず、本会計予算の第3条収益的収支は、収入である水道事業収益8億448万9千円に対し、支出である水道事業費が7億8,976万円であります。

次に、予算第4条資本的収支は、資本的支出4億5,062万円に対し、資本的収入は1億6,840万4千円で、資本的収支不足額の2億8,221万6千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,098万5千円、当年度分損益勘定留保資金1億4,723万6千円、繰越利益剰余金処分額1億1,399万5千円で補填するとのことであります。

委員会では、まず、水道への新規加入と給水中止の件数についてただしたところ、令和2年度の実績で新規加入は46件で、アパート等を含む世帯数としては168世帯であり、給水中止を行った件数は令和2年度で延べ1,431件である旨の答弁がなされました。

次に、送配水管の布設替え工事計画の長さとして全体の何%を取り替えるのかについてただしたところ、移設と布設替えがあり、国、県及び市道と上下水道課単独の工事があるが、工事の全延長は970メートルで、令和4年度の更新率は0.4%である旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第16号 令和4年度大川市下水道事業会計予算について、御報告申し上げます。

説明によりますと、まず、本会計予算の第3条収益的収支は、収入である下水道事業収益5億6,117万8千円に対し、支出である下水道事業費が4億8,212万9千円であります。

次に、予算第4条資本的収支は、資本的支出4億9,894万3千円に対し、資本的収入は2億5,498万9千円で、資本的収支不足額の2億4,395万4千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額764万8千円、当年度分損益勘定留保資金1億6,450万2千円、当年度利益剰余金処分額7,180万4千円で補填するとのことであります。

委員会では、受益者負担金の収納率及び普及のための対応についてただしたところ、平成18年度から令和2年度までの収納率は、97.62%である。また、普及促進活動として、パン

フレットの中でも、3年以内に公共下水道へ直接流す水洗トイレに改造しなければならない旨を明記しており、3年以内に接続された方に対しては助成金を支給している。3年以降に接続される方への助成金はないが、この場合も建物等があれば随時接続をお願いしている旨の答弁がなされました。

委員会からは、公共下水道への接続など経費がかかるが、下水道に接続することで利便性や環境面においても改善できることをPRし、まちづくりの一環として市全体で取り組んでいただきたい旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（平木一朗君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第15号 令和4年度大川市水道事業会計予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和4年度大川市下水道事業会計予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、予算特別委員会に付託しておりました議案第11号 令和4年度大川市一般会計予算を議題といたします。

これから予算特別委員会における審査の経過並びに結果について予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、永島守君。

○予算特別委員長（永島 守君）（登壇）

私は予算特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第11号 令和4年度大川市一般会計予算につきまして、本委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、歳出面においては、三又小学校移転改修事業の完了等により、普通建設事業費が減少し、歳入面では新型コロナウイルス感染症の影響等からの回復傾向により、市税の増加が一定見込まれるものの、依然として厳しい財政状況が続くものと見込まれております。このため予算編成に当たっては、財政の健全性の確保に留意しつつ、限られた財源の効率的かつ重点的な配分に努めたところであり、その結果、一般会計の予算規模は168億8,000万円となり、前年度当初予算との対比では、マイナス3億1,000万円で、1.8%の減となっているとのことであります。

以下、委員会で交わされました質疑、意見の主なものについて、歳出からまず申し上げてまいりたいと思います。

まず、2款1項11目情報処理費のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進支援業務委託料に関し、今年度、1,000万円の予算から来年度は倍増しているが、その内容についてただしましたところ、現在委託している民間の合同会社DMM.comは、我々にはない発想、提案、スピード感で、市民の利便性の向上、業務の効率化の観点から、様々な提案を行っていただいている。例えば、市役所庁舎内の勤怠管理システムや公共施設のオンライン予約システムなどであるが、その全てを実施することはできないため、合同会社DMM.comの力をお借りし、一つ一つの検討や検証を行い、優先順位をつけて導入を図っていきたいと考えている旨の答弁がなされたところであります。

次に、3款1項2目老人福祉費の高齢者運転免許証自主返納等助成金に関し、運転免許証を返納された方に対して、どのような助成があるのかただしましたところ、高齢者の運転による交通事故が増えているため、運転免許証を自主返納した方や期限切れで失効した方に対して、タクシー利用券を交付し、自主返納等を促進するものである。具体的には、申請時に

70歳以上の方が対象で、500円券20枚の1万円分のタクシー利用券を1人につき1回交付するもので、有効期限は交付を受けた日から2年間であり、市内タクシー業者で利用することができる。新規事業であるが、当面は3年間の事業として考えている旨の答弁がなされたところであります。

次に、4款1項1目保健衛生総務費の不妊治療応援給付金に関し、4月から不妊治療の保険適用が始まる中、大川市独自の給付であるのかただしたところ、不妊治療に関しては、令和2年度まで特定不妊治療支援助成金として、1回の治療ごとに7万円から15万円の助成金を県の助成金に上乘せする形で支給していたが、令和3年度からは国県の支援が拡大されたため、この助成金制度を廃止し、要件に該当する方には市独自で不妊治療応援給付金として、夫婦1組当たり1回限りで一律5万円を給付している旨の答弁がなされました。

次に、6款1項8目クリーク対策費の緊急浚渫推進事業工事費に関し、全長約300キロメートルあるクリークの中で、4年間で8地区延長4.36キロメートルを実施することについて、また、どの地域を予定しているのかただしましたところ、大川市全体を見て、浸水リスクが高い地域を実施予定で、市内全域で水路に土砂がたまっている状況は見受けられているが、その中でも特に緊急性の高い箇所を重点的に行っていききたい。また、令和4年度の予定は、今年度実施した中古賀地区水路の北側に当たる水路の延長850メートルを引き続き行うほか、向島地区60メートル、酒見地区150メートルの3地区を予定している旨の答弁がなされました。

これに対して、委員からは、令和3年度から令和6年度までの4年間の事業とされているが、令和6年度を経過した場合についてただしたところ、国の事業に期限があり、国民が大事だと声を上げれば延長されることもあるので、この地域の首長と一緒にしっかりと継続を含め訴えていきたい旨の答弁がなされました。

次に、7款1項4目観光費のマイスターツーリズム推進事業補助金に関して、再度5年間、どのようなことを期待して行うのかただしましたところ、今年から新たな地方創生事業として5か年計画で推進していく。大川観光協会に補助を行い、観光DXの事業を推進する事業者に委託して、ものづくり体験等を予約できる基盤づくりやLINEを活用したAI（人工知能）との会話による観光案内機能の導入、ものづくり体験のイベント回数を増やすなど、基本はデジタル化を推進していく旨の答弁がなされたところであります。

これに対して、委員からは、今までと少し違ったものを取り入れることはよいことだと思

う。予算を大いに利活用し、その効果を議会に報告していただけるようしっかり頑張っていたきたい旨の意見が開陳されました。

次に、8款5項5目公園費の公園工事費に関し、事業内容についてたどしましたところ、中央公園リニューアル事業に1億3,000万円を計上しており、西側駐車場の舗装のやり替え、公園中央のトイレ改修、利用者の安全を考え防球ネットの設置等を予定している。残りの400万円は、その他の公園の維持管理費である旨の答弁がなされたところであります。

これに対して、委員からは、よく使う公園に予算をつけていただいたことは、市民に配慮したい予算だと思う。まだまだ、公園をよくするためには予算が足りない部分が出てくるだろうと思うが、その際は、市民の声を反映していただきたい旨の意見が開陳されました。

次に、8款6項1目住宅管理費に関し、老朽危険家屋等除却促進事業補助金の対象は空き家に限るのか、また、市民からの相談等についてたどしましたところ、将来の特定空き家をなるべく減らすためにも老朽化していれば空き家に限っていない。また、相談は年間20件ほどで、職員が現地を確認し、何らかの対応を行っていただく必要がある物件に対しては、相続人関係を調査の上、直接文書で適切な管理をお願いし、老朽危険家屋除却につながることもある旨の答弁がなされました。

さらに、委員からは、空家等対策の推進に関する特別措置法に値するような空き家への今後の対応についてたどしましたところ、仮に代執行となった場合の実際の事務的な作業がかなり増えてくるため、人員的には厳しい面がある旨の答弁がなされました。

これに対して、委員からは、今後増加する空き家に対応するためには人員も含めて検討し、当該補助金を積極的に活用すべき旨の意見が開陳されました。

次に、9款1項4目防災費に関し、一昨年と昨年に中古賀地区と小保地区で越水被害が発生したが、その際に土のうは使用されているのか、また、土のうの補充等の計画はどのように行われているのかたどしましたところ、今年度から、要望があれば、100個分の土のう袋と真砂土を自主防災組織に配付し、各地区で必要に応じて使用していただいている。今年度は大川市全地区分を予算計上していたが、全地区から要望がなされたわけではないため、来年度は50団体分を予算計上している旨の答弁がなされました。

さらに、委員からは、土のうの補充等について、地区からの要望があった場合には、早急に対応されるようお願いしたい旨の意見が開陳されました。

次に、10款2項1目学校管理費のICTの活用に関して、対面授業とどちらに重きを置い

て進めていこうと思っているのかただしましたところ、G I G Aスクール構想を実現するための取組として、授業での活用、オンライン授業、家庭学習、校務の効率化、情報モラル、プログラミングなどがある。その中で、授業での一人ひとりの学びを大切にすること、友達と一緒に共同して学ぶことに重点を置いて推進している。まずは、対面授業での個の学び、友達との協働した学びに使うことに重点を置いていくが、不測の事態に備えた取組についても推進していく旨の答弁がなされたところであります。

また、教育長からは、令和3年度は1人1台のタブレットが整備され、まず、授業での利用やタブレットの持ち帰りなど、計画的に様々な挑戦を行う年であったが、来年度は、対面授業とICTを使った授業のハイブリット化、児童・生徒や教職員がタブレットのよさを感じ楽しく使うこと、歴代の優秀な先生の授業の技術とICTを絡めた授業改善など、より効果的にタブレットを使った教育を行っていきたいと思っている旨の答弁がなされました。

次に、10款6項3目図書館管理運営費に関し、来年度の主な事業について、どのように計画して予算を立てているのかただしましたところ、トイレの改修を計画しており、図書館は昭和57年から改修されていないため、現在のニーズに合わせた男女ともに洋式トイレとし、ベビーベッド、ベビーチェアを設置して、現在の障がい者用トイレは子育て世代をはじめ皆さんが使える多目的トイレに、また、手洗い器は感染症対策のため、非接触型へと改修を行う。今後、モックランドと連携して、いろんな事業を進めていただきたいと思っている。多くの方に図書館を利用していただけるよう頑張ってまいりたい旨の答弁がなされました。

次に、歳入の1款市税に関し、市民税が個人、法人ともに前年度比増額となっている理由についてただしましたところ、個人市民税の令和3年度の予算はコロナ禍ということで減収を見込んでいたが、さほど減収はなく、令和4年度は納税義務者が若干減少傾向であるため、均等割は1.2%減少するものの、所得割は3.8%増加を見込んでいる。今後景気回復に向かうのではないかと見込んでおり、増額予算を考えている旨の答弁がなされました。

最後に、総括質疑において、各委員から意見や要望等が述べられましたので、簡潔に紹介させていただきたいと思います。

現在取り組んでいる事業については、改善できる部分もいろいろあるのではないかと。今後改善していく上で、市民に寄り添えるようなやり方ができるよう幅を広げていただきたい。

緊迫しているロシア、ウクライナ情勢について、日本政府は人道的支援として、ウクライナ避難民の受入れを表明している。大川市もウクライナ避難民の受入れを検討してみてもは

うか。

防災対策や道路・水路等の整備は市民が一番目につくところである。今後とも整備推進をお願いしたい。

人口減対策として、大川市に足りないのは雇用の場である。新たに設置される企業誘致推進室では、企業誘致を何としてでも成し遂げるという気概を持って取り組んでいただきたい等々でございました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（平木一朗君）

予算特別委員長の報告は終わりました。

これから予算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）賛成ですかね。（「反対」と呼ぶ者あり）反対ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにございませんか。ないですね。

ただいま討論の通告がありましたので、これを許します。6番西田学君。

○6番（西田 学君）（登壇）

皆さんおはようございます。議席番号6番、西田学です。私は、議案第11号 令和4年度大川市一般会計予算に対して反対の討論をいたします。

理由は、2款総務費、1項総務管理費、14目大川の駅整備推進費4,378万円にあります。

「大川の駅」整備は、将来、大川市への大きな負担となることを心配し、私は議案第11号 令和4年度大川市一般会計予算に反対いたします。

○議長（平木一朗君）

これをもって討論を終結し、これから採決いたします。

それでは、議案第11号 令和4年度大川市一般会計予算を採決いたします。

本案を予算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は予算特別委員長報告のとおり可決されました。

次に、閉会中の所管事項継続調査の件を議題といたします。

この件につきましては、各委員長からお手元に配付しております調査事項について、令和5年3月31日まで各委員会に付託されたい旨、申出がっております。よって、各委員長から申出のとおり付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、別紙調査付託事項について各委員会に付託することに決しました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

7番古賀寿典君、8番吉川一寿君、以上2名を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。ここで一言申し上げます。

本議会において、一部の議員に差別的な発言があり、これを聞かれた多くの方々に不快な思いをさせてしまいました点につき、本市議会を代表して深くおわび申し上げます。

本市議会は、あらゆる差別について、これを容認するものではありません。今後、同様のことが発生しないよう努めてまいります。

なお、ここで市長から発言の申出がおりますので、この際、お願いいたします。市長。

○市長（倉重良一君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、議員の皆様には、この定例会に御提案いたしました全ての議案につきまして慎重、御審議の上、御議決を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

とりわけ、令和4年度予算につきましては、厳しい財政状況には変わりはありませんけれども、限られた財源の中で、コロナワクチンに代表されるような現在進行形の事業、そして、LINEやコンビニでの行政手続や高齢者の方への免許証自主返納された方へのタクシー券の付与等、議会の中でも、長年懸案にされておったことを実現してまいりたいということでもありますし、「大川の駅」をはじめ、未来を創る投資につきましてもしっかりとやってまいりたいというふうに思っております。市民の皆様の御期待に応えるため、さらには、市

民の皆様の笑顔を増やすために、予算執行に当たりましては、より効果を上げるべく職員一同取り組んでまいり所存でありますので、引き続き議員の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。誠にありがとうございます。

○議長（平木一郎君）

これにて令和4年第1回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時31分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 平 木 一 郎

大川市議会議員 古 賀 寿 典

大川市議会議員 吉 川 一 寿